

第2次和歌山県自転車活用推進計画の概要

■ 総論

【県計画の位置付け】

- 和歌山県の自転車の活用に関する施策を総合的に進める指針として、推進法第10条（計画を定めるよう努めなければならない）に基づき、策定

【計画期間】

- 令和7（2025）年度末まで（国の第2次自転車活用推進計画に準ずる）

■ 目標及び実施施策

目標① 安全で安心な自転車通行空間の確保

【現状】

- ◆自転車は車道通行が原則であるが、通行空間が確保されていないため、自転車が危険な状況
- ◆自転車事故の約2割が自転車運転者の法令違反等が原因

【課題】

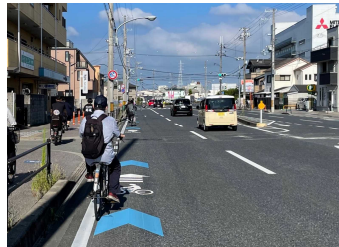
- ◆安全な自転車通行空間の整備
- ◆交通ルールの周知、安全教育の推進

【施策】

1. 歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の整備推進

○自転車通行空間の整備

- ・運転者により通行空間が選択されることを踏まえたうえで、本県の実情に応じた整備を推進
→矢羽根型路面表示等を整備し、スポーツバイクなど速い自転車を車道に誘導し、歩行者の安全を図る



通行位置を明確にした道路

2. 県民の安全意識の向上に資する広報啓発活動、交通安全教育・指導の推進

○安全ルールの周知・教育・指導

- ・自転車は車道左側通行が原則など、自転車安全利用五則による通行ルールの周知を図る
→矢羽根型路面表示の意味や自転車安全利用5則を載せたチラシの配布等によるルールの周知
→自転車利用者への路上指導、取締りを推進

【自転車安全利用五則】

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外、②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）
- ⑤子どもはヘルメットを着用

[平成19(2007)年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定]

3. 自動車通勤からの転換による健康づくりの推進

4. 自転車の利用促進による環境負荷軽減

5. 災害時における自転車活用の推進

目標② 『サイクリング王国わかやま (WAKAYAMA800)』の推進による観光立県の実現

【現状】

- ◆河川敷を利用した専用道路の整備など、利便性や安全性を備えた走行環境の更なる向上が必要

【課題】

- ◆安全で快適なサイクリング環境の充実
- ◆サイクルツーリズムによる観光客の誘致拡大

【施策】

6. 安全で快適なサイクリング環境の充実

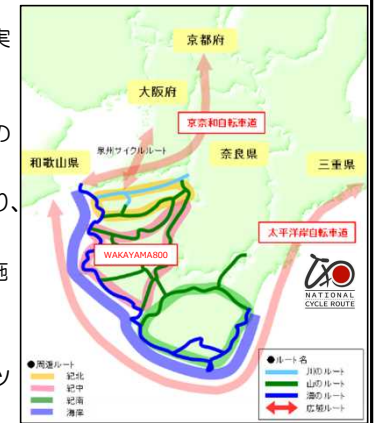
- 利便性や安全性を備えたサイクリングロードの整備を推進
 - ・河川敷を利用した専用道路の整備
 - ・分岐点や迷いやすい箇所において、案内表示の更なる充実



川のサイクリングロード（自転車歩行者専用道路）

○サイクリングを活用した観光振興

- ・サイクルステーションの登録、サイクリストに優しい宿の認定の推進
- ・シェアサイクルによる既存の公共交通機関との接続により、市町村等をまたぐ広域的なサイクルツーリズムを支援
- ・シェアサイクルのMaaSにおける活用について、事業実施への支援を行い、誘客を推進
- ・県内サイクリングイベントの支援
- ・有名自転車レースアニメとのタイアップなど、サイクルツーリズム推進のための情報発信



広域サイクリングロード

○近隣府県との連携による広域サイクリングロードの活用推進

- ・「太平洋岸自転車道」などの広域サイクリングロードについて、近隣府県等と連携し、ルートを設定
- ・ナショナルサイクルルートの利用環境の水準の維持や更なる向上に向けた取組を推進

7. 自転車と公共交通機関との連携

- ・フェリーについて、タイアップキャンペーンを実施
- ・サイクルトレインについて、利用促進及び観光客誘致のためのPR、継続した運行

8. 自転車の活用による県民の健康の保持増進